

事務所通信

Progress

～ 進歩 ～
一期一会

平成29年5月号（広告）
2017年5月発行
三宅税理士法人
代表社員 三宅 孝治
（中国税理士会 倉敷支部会員）
倉敷市中島2370番地14
TEL 086-466-1255
FAX 086-466-1288
第120号
発行担当者：平松 和美

お花見のシーズンも過ぎ、新緑の季節となりました。風薫るこの季節、実家の庭先でするバーベキューはいつ声をかけてくれるのかと心待ちにしつつ、今年は食べるだけでなく、しっかり体も動かしていきたいと思っています…。通勤途中にある酒津公園では、ウォーキングやジョギングをしている方を見かけます。その楽しそうな様子に私も週末は早朝ウォーキングを始めようかと検討しているところです。

さて平成29年3月27日参議院本会議におきまして平成29年度税制改正法案が可決し、同年4月1日施行されました。改正の中でも中小企業者を支援していた現行の中小企業投資促進税制の上乗せ措置が改組され、新たに中小企業経営強化税制が創設され、合わせて、固定資産税の特例対象設備も拡充されました。今回は、この改正の内容について具体的に確認してまいります。

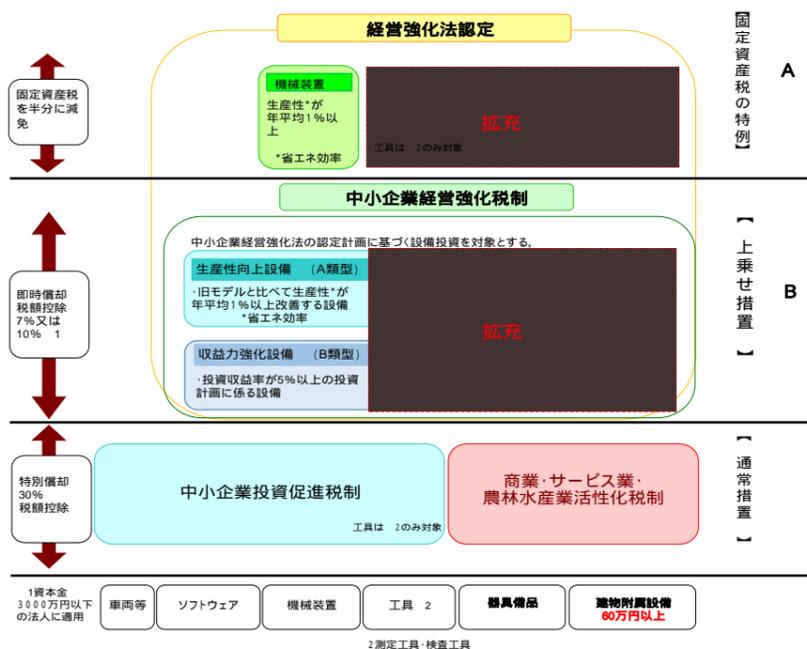
テーマ：中小企業経営強化税制

～ 中小企業投資促進税制等の拡充～

従来の中企業投資促進税制は、中企業の生産性向上等を図るため、一定の設備投資を行った場合に税額控除(7%)または特別償却(30%)の適用を認める制度でした。

このたび中小・小規模事業者の「攻めの投資」を後押しするため、従来の中小企業投資促進税制の上乗せ措置を改組し、中小企業経営強化税制を創設した上で対象設備が拡充され、固定資産税の特例対象設備も、地域業種を限定して同様に拡充されました。中小企業経営強化税制に器具備品・建物附属設備が追加され(中小企業投資促進税制では器具備品は対象外)、適用期限は2年延長されました。

平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に取得する設備について適用となります。



< A 固定資産税の特例措置 >

固定資産税の特例措置では、機械装置の固定資産税は3年間半減されていましたが、一定の要件をみだす器具備品や測定工具・検査工具、建物附属設備などが追加されました。新たに追加された対象設備については、取得した設備の地域(所在地)により最低賃金が全国平均(823円)未満の地域は全ての業種が、また最低賃金が全国平均以上の地域は労働生産性が全国平均未満の業種のみが対象となります。*限定される地域業種については、**岡山県(757円)であるため全業種が対象**となります。

手続きについては以下の通りです。所有権移転外リースの場合は異なります。

工業会等から証明書が発行される。 a 工業会証明書
経営力向上計画の申請をし認定を受ける。 … b 経営力向上計画申請書 c 計画確認書

設備の取得(原則は 認定後取得)
税務申告 … 申告にあたっては上記a～c(b,cは写し)が添付書類として必要となります。

< B 上乗せ措置 >

中小企業経営強化税制の中身ですが、青色申告書を提出する中小企業者等が、指定期間内(H29.4.1～H31.3.31)に、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき一定の設備を新規取得等して指定事業 2の用に供した場合、即時償却又は取得価額の10%(資本金3000万円超1億円以下の法人は7%)の税額控除を選択適用することができます。

適用対象となる一定の設備には下記の「生産性向上設備(A類型)」と「収益力強化設備(B類型)」があります。

類型	生産性向上設備(A類型)	収益力強化設備(B類型)
要件	経営強化法の認定 生産性が旧モデル比、年平均1%以上改善する設備	経営強化法の認定 投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備
対象設備	機械・装置(160万円以上) 測定工具及び検査工具(30万円以上) 器具・備品(30万円以上) (試験・測定機器、冷凍陳列棚など) 建物附属設備(60万円以上) (ボイラー、LED照明、空調など) ソフトウェア(70万円以上) (情報を収集・分析・指示する機能)	機械・装置(160万円以上) 工具(30万円以上) 器具・備品(30万円以上) 建物附属設備(60万円以上) ソフトウェア(70万円以上)
確認者	工業会等	経済産業局
手続き	工業会等から証明書が発行される 経営力向上計画の申請をし認定を受ける 設備の取得 税務申告 固定資産税の特例と同様の手続き	投資計画を策定する 公認会計士又は税理士が投資計画を事前確認する 経済産業局へ確認書発行の申請をし発行を受ける 経営力向上計画の申請をし認定を受ける 設備の取得 税務申告
指定事業	中小企業投資促進税制の対象事業及び商業・サービス業・農林水産業活性化税制の対象事業 2	
その他要件	生産等設備を構成するものであること 3 / 国内への投資であること / 中古資産・貸付資産でないこと等	
税制措置	即時償却又は10%税額控除(資本金3千万円超1億円以下の法人は7%)	

1 税理士等が事前確認書を発行します。
2 指定事業とは以下事業となります。
農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、建設業、製造業、ガス業、情報通信業、一般旅客自動車運送業、道路貨物運送業、海洋運輸業、沿海運輸業、内航船舶貨渡業、倉庫業、港湾運送業、梱包業、郵便業、卸売業、小売業、損害保険代理業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、映画業、教育、学習支援業、医療、福祉業、協同組合(他に分類されないもの)、サービス業(他に分類されないもの)
3 事業の用に直接供される設備(生産等設備)が対象。例えば事務用器具備品、本店、寄宿舍等に係る建物附属設備等は対象外。

中小企業経営強化税制の創設され、生産性向上設備投資促進税制は期限どおり平成29年3月31日に廃止となりました。従来の生産性向上設備投資促進税制で対象の先端設備(A類型)は、生産性向上設備(A類型)に、生産ライン等の改善に資する設備(B類型)は収益力強化設備(B類型)へとその内容も一部変更され変わりました。以下はその変更内容です。

	生産性向上設備投資促進税制(廃止)	中小企業経営強化税制
要件		経営強化法の認定
対象設備	建物及び構築物	【生産性向上設備(A類型)】 測定工具及び検査工具、器具・備品、建物附属設備 【収益力強化設備(B類型)】 工具、器具・備品、建物附属設備
税制措置	【建物及び構築物】 25%特別償却 又は 2%税額控除 【上記以外】 50%特別償却 又は 4%税額控除	即時償却 又は 10%税額控除 (資本金3千万円超1億円以下の法人は7%)

対象設備や適用要件等の判定、経営力向上計画の作成等には専門的な知識が必要となってきます。設備投資をお考えの方は、まずは当税理士法人へご相談下さい。

< 自動車税・軽自動車税の納付 >

4月1日に自動車等を所有している方には、今月自動車税納税通知書が届きます。
5月31日(水)が納付期限となっております。
銀行、郵便局、コンビニ等で忘れずご納付をお願いいたします。



< 5月のカレンダー >

10	水	*4月分源泉所得税・住民税の納付期限
11	木	*経営計画書作成セミナー: Vision
31	水	*3月決算法人の確定申告・納付期限
		*9月決算法人の中間申告・納付期限
		*消費税(4期)の納付期限 (年税額400万円超の6・12月決算法人)
		自動車税・軽自動車税 納付期限

< Visionのご案内 >

毎月開催中の 経営計画書作成セミナー: Vision
今月の開催日は**5月11日(木)**です。
経営者の方が日頃考えていらっしゃる事を、年に一度、当事務所において頂き、経営方針書や行動計画表を作成して頂いています。まだ参加された事のない方、経営計画書を作ってみませんか。

開催日	対象者	申込期限
5月11日(木)	3・4・5・6月決算法人様	5月2日(火)
6月8日(木)	4・5・6・7月決算法人様	6月2日(金)
7月6日(木)	5・6・7・8月決算法人様	6月30日(金)